

水稲生産性向上等対策促進事業について

本県における持続可能な水田農業を推進するため、**主食用米の生産コスト低減**に資する技術や**推進園芸品目の新規導入**、**ブロックローテーション**の取組みを支援します。

事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者、営農組織

支援内容の概要

令和8年4月7日以降の次の取組みに対して支援を行います。

① 水稲の低コスト生産の促進（定額5千円/10a）

水稲の低コスト生産に資する栽培技術や品種導入等の取組を支援します。

取組区分	A	B（2つ以上選択）	
実施内容	①直播栽培 ②再生二期作	①新たな品種の導入 ③乳苗移植栽培 ⑤プール育苗 ⑦育苗箱全量施肥 ⑨その他（知事特認）	②疎植栽培 ④土壌分析等を踏まえた施肥 ⑥流し込み施肥 ⑧農薬の育苗箱播種同時処理

② 推進園芸品目の新規導入（定額10千円/10a）

土地利用型作物を作付する農業者が、新たに収益性の高い園芸品目を導入する取組を支援します。

推進園芸品目

・レタス類 ・ブロッコリー ・青ネギ ・タマネギ ・ニンニク ・キャベツ ・ナバナ
・キュウリ ・ナス ・再生協が水田収益力強化ビジョンで推進すべき園芸品目として定めた品目

③ 輪作体系モデルの実証（定額10千円/10a）

農業者が実施するブロックローテーションの取組を支援します。

申請方法

事業実施計画書を作成し、最寄りの農業改良普及センターに提出してください。

なお、事業実施年の6月30日までに知事から計画の承認を受ける必要があります。



事業詳細や様式は、
こちらから確認ください。